

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年8月30日（平成30年（行情）諮問第377号）

答申日：平成31年2月6日（平成30年度（行情）答申第410号）

事件名：特定刑事施設が保有する特定年度監査資料（幹部職員名簿に係る部分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書2（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月30日付け名管総発第69号をもって名古屋矯正管区長（以下「名古屋矯正管区長」又は「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

この幹部職員氏名名簿で犯罪を犯している幹部氏名を特定できるでしょうか。

このような施設及び法務省管轄の長であります法務大臣への申立てとなりました。

行政文書情報開示請求趣旨にのっとりた文書交付がなされるよう、法務省の長法務大臣として部下の犯ちを正してください。

（2）意見書1（添付資料省略）

入所時からのものを作成するには読んで頂く字を書くのにも時間を要する特定部位Aに生活に支障を来している障害を負わされております。

これだけ作成するのに特定月日Aに回答請求を頂いてから今日は特定月日Bこれだけ日時を要する障害を負わされ特定期間Aもの間診察をも拒否され医療放置や数々の職権濫用行為を行使され暴行陵虐行為を強いられてきております。

これ等の小生（審査請求人を指す。以下同じ。）に対する行為が妻へ心労や心痛を与えられ妻の病気まで悪化させられ命を奪われております。

小生の刑期終了日は特定年月日Cでまだ特定期間B程残刑期がありま

すが受刑者だからといってこのような行為に泣き寝入りをしなければいけないのでしょうか。

特定年月日D入所日粥食が必要な病人車椅子が必要な身体障害を負わされて来ている病人や障害者の申出を拒否し特定室Aから医務課経由で特定室Bまで廊下を引きずられ20～30分たった頃呼び出しに来たときにはハンディービデオ持参し再度廊下を引きずられ医務課へ連れ込んでの集団暴行を加えられ特定部位Bに青アザが出来る障害を負わされてこの現在の特定部位Aの後遺障害です。

暴行を小生に加えている幹部や看守、医務課長や看護師たちの顔が真面に撮影されています。

この幹部は特定刑事施設Aで控訴審特定弁護士がけがを確認させるため面会に来た際に立ち合っていた幹部です。

確認に来て頂いた方は妻や小生が相談している方ですし小生は現在も逐一報告し相談している方のお一人ですので記載しておきます。(略)

ここへ記載している事、同封している証拠の一部にすぎません。

国家公務員や医務課長、看護師という立場にいる者であるからこそ小生に為した行為は決して許されることではないはずです。

いくら部下の特定刑事施設Bの幹部や看守、医務課長や看護師達の犯罪をかばうような行為をしている名古屋矯正管区長自らが犯罪者へ加担している文書交付です。

小生はされてきている医療放置や職権濫用や暴行陵虐行為を法廷の上で被告人席に座らせ正すことに必要な犯罪を犯している者の氏名を特定する重要で不可欠な文書です。

小生は証拠や証人をもって訴訟廷で決着をつけるべく皆さんへ協力をお願いしています。小生が為そうとしていることが間違いでしょうか。確り審議の上正しい文書の交付が為されるようお願い致します。

(3) 意見書2 (添付資料省略)

(略) 証拠文書を同封し入所時に特定刑事施設Bが病状悪化を抱えさせられその上身体障害まで負わされてきている受刑者に対しての医務課に連れ込んでの集団暴行を強いてけがまで負わした苛虐行為を投書がビデオ撮影している証拠をお教え致しましたが貴省(法務省を指す。)の職員自身の目で確認して頂けたと思います。

確認頂けておられれば名古屋矯正管区長の同僚施設や特定地の管区の部下の犯罪を握りつぶそうとしての管区長自らが犯した特別公務員職権乱用罪であることは明らかなはずです。

1日も早く幹部職員名簿交付が受けられるようにして頂きたいと思えます。

同封の資料を含めこの手紙一通書くのに休日1日目一杯時間を使用し

でも先週の土曜，日曜とこの3連休でやっと間に合う程の障害まで負わされてきている上に未だに車椅子も貸与もされずに今以て移動の度にリハビリに名をかりた苛虐行為を強いられてきているのです。

前回同封致しました願せん写しと今回同封致します願せん写しの証拠文書を見て頂ければ入所日の集団暴行で小生きき腕である特定部位Aに生活に支障を来されている障害まで負わされていることをお分かり頂けるとおもいます。

これらの行為が国家公務員という肩書を持っている職員や医務課長や看護師という肩書を持っている医療に携わっている者たちが病人や身体障害者に対してやるべき行為かどうかビデオを確認して頂けていると思いますのでお分かり頂けているはずです。

理由説明書（下記第3を指す。以下同じ。）の不開示情報該当性について一言申し上げます。

当該職員又はその家族に対して不当な圧力や中傷攻撃等が加えられるおそれは相当程度高いとうたわれておられますが国家公務員の家族が受刑者に対して職権濫用行使や暴行陵虐行為行使や医療放置をし病人の病状を悪化させ苦しめたり身体障害を負わしたり身体障害者に暴行を強いたりした訳ではありません。

この様な犯罪を犯している職員や医療課長看護師たちを擁護している部署があるから受刑者にどのような行為を強いられても国が守ってくれと犯罪を犯している者を増長させてしまうのです。

小生のまわりでも小生のように苦しめられたり獄死させられた犠牲者を見せつけられてきております。国家公務員の家族云々と言われておられますが小生の妻は施設の小生に対する数々の職権濫用行為や暴行陵虐行為や医療放置等の行為で心労や心痛を与えられ妻の病状まで悪化させられ殺されていっております。その犯罪を犯している職員や医師，看護師たちに責任をとらずのに何の不都合もないと思います。

受刑者はどのようなことをされても泣き寝入りし我慢しなければいけないのですかお伺い申し上げます。

（略）

（4）意見書3（添付資料省略）

（略）

平成30年9月13日付けで送付頂いた理由説明書2項の不開示情報該当性についてとの部分に被収容者又その関係者に当該職員や家族へ被害が及ぶと記されておられますが職員の家族が小生に職権乱用行為や医療放置をし暴行陵虐行為等を犯した訳ではありませんよ。

国家公務員という肩書き医務課長や看護師という肩書きを持っているからこそ犯してはならない犯罪を犯した元係長であった者が統括（課

長) という肩書きで帰っています。

犯罪を犯した当事者である職員を法廷の被告人席へ座らせ責任をとらすため、特定刑事施設幹部職員名簿が必要であるのかはお分かり頂けることと存じます。

(略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が名古屋矯正管区長(処分庁)に対し、行政文書開示請求書により開示請求し、平成30年3月30日付け名管総発第69号行政文書開示決定通知書により、別紙に掲げる行政文書の一部開示決定(原処分)を行ったものであり、審査請求人は、別紙に掲げる文書1及び文書2(本件対象文書)に記録された特定刑事施設Bで勤務する職員の氏名の一部(以下「本件不開示部分」という。)を不開示としたことについて、本件不開示部分の開示を求めているものと解し、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件不開示部分には、特定刑事施設Bに勤務する職員の氏名が記録されているところ、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者への働きかけによる報復を示唆する事案等が数多く発生しており、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名等を開示した場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃等が加えられるおそれは相当程度高い。

しかも、本件不開示部分に記載されている職員の氏名は、開示請求の対象となる行政文書を作成した時点において発刊されていた、国立印刷局編「職員録」(以下「職員録」という。)に掲載されていないことから、一般的に秘匿性が高く、これを開示した場合、当該職員等に対する不当な圧力等が加えられるおそれはより高まる。

このような事態に至れば、刑事施設における保安事故や職員のろう絡事案等の刑の執行を阻害する異常事態が発生するおそれも否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、本件不開示部分は法5条4号の不開示情報に該当する。

また、刑事施設では、各職員の覇気を高め、施設全体の高い士気を維持することが、適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるが、職員の氏名等を開示すれば、上記の圧力等を懸念した職員が職務に消極的になって、施設全体の士気の低下を招き、矯正行政の適正な遂行に支障を生じるから、本件不開示部分は法5条6号の不開示情報にも該当する。

3 以上のとおり、本件不開示部分は、法5条4号及び6号に規定する不開示情報に該当すると認められることから、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------|
| ① | 平成30年8月30日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月10日 | 審議 |
| ④ | 同年10月1日 | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ⑤ | 平成31年1月8日 | 審査請求人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑥ | 同月21日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ | 同月28日 | 審査請求人から意見書3及び資料を收受 |
| ⑧ | 同年2月4日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1及び文書2の開示を求めるものであるところ、処分庁は、上記の各文書を特定し、その一部（文書1については、特定刑事施設Bに勤務する職員の年齢、勤務年数及び現任庁在職期間の各全部並びに前任庁等の一部であり、文書2については、特定刑事施設Bに勤務する職員の氏名及び備考の各一部並びに年齢、勤務年数、現任庁在職期間及び前任庁等の各全部）について、法5条4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書及び各意見書の記載を併せ考慮すると、上記の不開示部分のうち、文書2（本件対象文書）で不開示とされた職員の氏名（本件不開示部分）の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分には特定刑事施設Bの課長相当職の職員の氏名が記載されていると認められる。

(2) 諮問庁は、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者等への働き掛けによる報復を示唆する事案等が数多く発生している旨説明するところ、この説明を覆すに足りる事情はなく、したがって、刑事施設で勤務する職員の職務の性質等を考慮すると、こうした状況において、当該刑事施設に勤務する職員（本件不開示部分に該当する課長相当職の職員を含む。）の氏名等を公にした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃等が加えられるおそれは相当程度高い旨の諮問庁の説明も、首肯できる。

なお、当審査会事務局職員をして職員録を確認させたところ、文書2で氏名を不開示とされている職員については、それぞれ、文書2が作成

された時点において発刊されていた職員録（平成29年版）にその氏名が掲載されていないと認められる。

- (3) 以上によれば、本件不開示部分に記載された職員の氏名を公にすると、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから、当該情報は、法5条4号の不開示情報に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

文書 1 平成 28 年度監査資料（ただし、幹部職員名簿（特定年月日 E）
（特定刑事施設 B 保有）

文書 2 平成 29 年度監査資料（ただし、幹部職員名簿（特定年月日 F）
（特定刑事施設 B 保有）（本件対象文書）